

いちき串木野市長 田畑誠一 殿

いちき串木野市特別職報酬等審議会 会 長 平 野 道 幸



答 申 書

令和元年11月27日付い串総第276号で貴職から諮問のあった特別職報酬等に関し、 当審議会は慎重審議の結果、下記のとおり答申する。

記

## 1 結論

今回諮問された報酬額等について

- ① 市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の額については、改定を行わず現行額に据え置くことが適当である。
- ② 市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、0.05月引き上げることが適当である。
- ③ 市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合について、現行の支給割合は適当である。

## 2 理 由

当審議会としては審議するにあたり、当局の提出資料を基に県内各市の給料額等の状況、九州内類似団体の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等について分析を行った。

始めに、市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内各市の状況等に特 段の変更がないことから、引き続き、改定は行わず据え置くことが適当であると判 断した。市議会議員の報酬の額については、県内各市の報酬額と比較しても、見直 しの特段の事由はないことから、改定は行わず据え置くことが適当であると判断し た。

次に、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、本市の厳しい財政状況を理解しつつも、特別職の国家公務員の特別給の改定や、県内各市の改定状況を考慮すると0.05月引き上げることが適当であると判断した。なお、引上げ期日は、令和元年12月1日とすることが適当である。

最後に、市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合については、退職手当組合に加入していること、職務・職責に大きな変化が見当たらないことに加え、他団体と比較して大きく均衡を失しているとは考えられないことから、据え置くことが適当であると判断した。

## 3 その他

審議会の開催については、社会・経済情勢の変化を的確に把握し、他団体との均衡を考慮する必要があることから、次年度以降も適宜開催されることを提言する。

## いちき串木野市特別職報酬等審議会

平野道幸 会長 職務代理 勘 塲 裕 司 岩下市蔵 委員 屋宮英夫 久木野 公子 國料修兵 11 今 裕 之 11 西中間健一 " 早崎達哉 11 古 薗 晃 一 (委員五十音順)